

宮城県民間非営利活動促進委員会 委員募集のお知らせ

令和7年10月8日

宮城県では、県内の民間非営利活動を促進するため、「宮城県民間非営利活動促進委員会」を設置していますが、このたび委員の改選に伴い、委員に御就任いただける方を募集します。

Q：附属機関の名称は？

A：「宮城県民間非営利活動促進委員会」です。

この委員会は、「宮城県の民間非営利活動を促進するための条例」（平成10年宮城県条例第36号）の規定に基づき設置されているものです。

「宮城県の民間非営利活動を促進するための条例」第16条第2項促進委員会は、民間非営利活動の促進に関する基本的な事項を調査し、審議し、知事に意見を述べることができるものとし、知事は、促進委員会の意見を尊重するものとされています。

Q：募集人数と委員の任期は？

A：募集人数は若干名です。

委員の任期は、委嘱の日（令和7年12月1日）から2年間とし、年間2回程度の委員会に出席の上、県の民間非営利活動促進施策等について御審議いただきます。

Q：委員会はどんなメンバーで構成されているの？

A：現在は、学識者3名、市町村関係者1名、企業関係者4名、NPO関係者6名（うち公募委員4名）で構成されております。

Q：委員になったときの報酬は？

A：附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和28年宮城県条例第69号。）で定める報酬（日額）及び旅費をお支払いします。

Q：応募資格は？

A：次の条件を満たす方とします。ただし、応募の時点で県の職員及び県の他の審議会等の公募委員となっている者並びにこれまでに本委員に2期（予定を含む）就任したことがある方は除きます。

- (1) 県内在住又は在勤・在学者の方
- (2) 令和7年12月1日時点で満18歳以上の方
- (3) 県内のボランティア団体や市民活動団体、NPOでの社会貢献活動の経験やNPO等の活動に関心を有する方
- (4) 平日に開催される会議（年2回程度開催。1回あたり2時間程度）に出席が可能である方

Q：選考方法は？

A：応募者の応募資格の確認、書類審査、面接を行い、委員を選考します。また、面接については、11月中旬の開催を予定しております。書類審査を通過した応募者に詳細を御案内します。

Q：募集期間は？

A：令和7年10月8日（水）から11月5日（水）午後5時までです。
なお、郵送の場合は募集期間内の消印があるもの。

Q：応募方法は？

A：応募される方は、所定の応募用紙と小論文（1,200～2,000字程度）を持参、郵送、又は電子メールにより、宮城県環境生活部共同参画社会推進課宛て提出してください。
なお、提出された書類は一切返却いたしません。詳しくは、「宮城県民間非営利活動促進委員会委員公募要領」を御覧ください。

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号
宮城県環境生活部共同参画社会推進課NPO・協働社会推進班
電話：022-211-2576 / F A X：022-211-2392
<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kyosha/iinkai.html>